

## かごしま外国人材受入活躍推進戦略（案）に対する御意見 及び御意見に対する県の考え方について

### 1 意見募集期間

令和元年12月13日（金）から令和2年1月14日（火）まで

### 2 意見の件数

17件

### 3 主な御意見の概要と県の考え方

番号	頁	項目	御意見の概要	県の考え方
1	22	<p>2 本県における外国人労働者を巡る現状と課題</p> <p>(5) 新たな送り出し国との関係構築</p>	<p>「(ウ)生活習慣等」の2段落目の2行目の文言について、「<u>戒律などへの配慮が必要である場合もある。</u>」は、限定的表現でやや分かりにくいので、以下のように表現を変更した方がよいのではないかと。</p> <p>・(前略)イスラム教徒を受け入れるに当たっては、毎日の礼拝や食事に関する戒律などへの<u>配慮を検討する必要がある。</u></p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「・(前略)イスラム教徒を受け入れるに当たっては、毎日の礼拝や食事に関する戒律などへの<u>配慮が必要である。</u>」</p>
2	24	3 取組の方向性	<p>市町村ではなく県だからこそできることの鍵概念として、県内での「広域性」及び「越境性」がある。</p> <p>例えば、技能実習生の研修施設である「ベーシックトレーニングセンター山田」は、薩摩川内市役所よりもさつま町役場の方が近いため、トレーニングセンター山田で学ぶ実習生に何か問題が発生した際には、薩摩川内市よりもさつま町の方が物理的にすぐに対応できる可能性がある。発生する問題そのものも、薩摩川内市よりもさつま町との関連性があるかもしれない。自然災害等を想定すると、基礎自治体という範疇を超えて広域に対応する必要が出てくる。</p> <p>したがって、本項ではあえて言及する必要はないが、もっと地域振興局等を方向性や取組に位置づけて、基礎自治体に横串を通すような県の事業を想定した働きが求められると考える。</p>	<p>本戦略に基づく今後の施策の展開に際し、参考にさせていただきます。</p> <p>なお、災害時の広域対応については、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」を県と全市町村で締結するなど、相互応援協力体制を整備しているところです。</p>

番号	頁	項目	御意見の概要	県の考え方
3	24	3 取組の方向性	<p>(2)「(前略) 地域住民と外国人材がお互いの文化等の違いを認め合い、共に生きる社会の実現を目指す。」や、(3)「(前略) 地域社会の重要な構成員として長く活躍できるよう(後略)」と述べるならば、冒頭の文言にも、(1)～(3)に通底する地域社会で共に生きることのエッセンスを盛り込む必要があると考える。例えば、「外国人材が安心して働き『<u>自らが有する能力を十分に発揮できる</u>』<u>住みやすい</u>(中略)」または、「外国人材が安心して働き『<u>活躍できる</u>』<u>住みやすい</u>(中略)」のように加筆した方が全体のバランスが良いのではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「本県における外国人労働者を巡る現状や課題を踏まえ、外国人材の安定的な受入れを図るとともに、外国人材が安心して働き、<u>活躍すること</u>ができる住みやすい地域づくりを進める上で、今後取り組むべき基本的な方向性を設定する。」</p>
4	24	3 取組の方向性	<p>「(3)外国人材が安心して働き、暮らせる環境整備」の文中の「重要な構成員として長く活躍できるよう」の「長く」の意味は、3～5年、或いは永住、どちらをイメージしているのか。</p> <p>「重要な構成員として活躍できるよう」でも意味は通じるのではないか。</p>	<p>「長く」については、それぞれの外国人材が保有する在留資格において認められた在留期間に応じて、できるだけ長く本県で活躍してもらいたいと考えております。</p> <p>今後、技能実習から特定技能への在留資格の変更が増加するものと思われることも踏まえて、このような表現としているところです。</p>
5	25	4 今後の施策展開 (1) 外国人材に対する支援	<p>「多言語による相談体制の充実」も重要であるが、①多言語対応への人材不足、②送り出し国はその時々政治・経済状況により変動・多様化する可能性がある、③基礎自治体の産業構造により、そこに居住する外国人の出身国・地域は大きく異なる等の理由により、来鹿する外国人それぞれにあわせた多言語対応という政策ではキリがなく、迅速な対応も困難である。</p> <p>したがって、来鹿する人々の母語対応だけでなく、現地の国際交流基金の事務所や日本語学校、鹿児島県人会などと連携を図り、送り出し国で確実に日本語や日本・鹿児島の文化等を学んでもらうための支援の充実も重要な取組であると考えます。</p>	<p>本戦略に基づく今後の施策の展開に際し、参考にさせていただきます。</p>

番号	頁	項目	御意見の概要	県の考え方
6	25	4 今後の施策展開 (1) 外国人材に対する支援	<p>多言語による相談体制の充実、相談員による出張相談も重要であるが、最終的な課題解決の対応は市町村などの基礎自治体を中心となると思われるため、地域の課題把握及びその解決は、市町村主導の方が迅速に行われると考える。</p> <p>したがって、本事業は、県よりも市町村が自ら展開できることが望ましい。</p> <p>以上から、ここでは市町村が自立して外国人の相談ニーズに対応できるような環境を県が醸成する、または仕組みを構築するなどの方が良いと考える。</p>	<p>県としても、各市町村における外国人相談窓口の整備を促進するため、国の外国人受入環境整備交付金の対象自治体の拡大を要望し、全市町村が対象となったところです。</p> <p>また、現在、相談窓口の整備・運営に限定されている同交付金の対象事業の拡大について要望を行っています。</p> <p>市町村等の関係機関で構成する「多文化共生社会推進会議」を通じて交付金の活用事例を紹介するなど、市町村における取組が促進されるよう取り組んでまいります。</p>
7	-	4 今後の施策展開 (2) 受入事業者に対する支援・連携強化	<p>県内の監理団体の育成、支援や助言、指導の項目を作ってほしい。</p> <p>県外の監理団体からの外国人材受入れが多くみられるが、失踪や事故が起きた場合などの対応が不十分なケースが見受けられる。また過去には、技能実習生に対して、不法に国民健康保険の支払いを免れるように指南しているのではと疑われるようなこともあった。県外の監理団体は、地域との繋がりが希薄なため、このようなことが起こるのではないかと考える。</p> <p>外国人材の受入れが県内の監理団体からできるようにし、市町村と監理団体との関係についての体制の整備を要望する。</p>	<p>「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」において、監理団体に対する報告徴収や立入検査等は主務大臣が行う（第13条、第35条）旨が規定されています。</p> <p>また、同法の規定に基づき、技能実習計画の認定に関する監理団体等への報告要求や実地検査（第12条、第14条）、監理団体の許可に関する調査（第24条）等の業務は、外国人技能実習機構が行うこととされています。</p> <p>県としては、「事業者向け相談窓口」等における県内監理団体リストの配付や、「かごしま外国人材受入活躍推進会議」の開催により県内監理団体や市町村等との連携強化・情報共有に努めるなど、県内監理団体の活用が促進されるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、県警察において、外国人の交通事故・犯罪被害の防止や、不法就労助長事犯に關与する悪質な仲介業者・雇用主の摘発に努める旨、戦略（案）に追加しました。</p>

番号	頁	項目	御意見の概要	県の考え方
8	-	4 今後の施策展開 (4) 国・市町村，関係機関との連携	主体的に取り組む市町村に対し，助成事業などの財政支援等を望む。 そうすることで，地域のニーズに合った取組が実施され，外国人労働者を将来に渡って引き留める効果的な施策を担わせることができるのではないかと考える。	地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る取組については，国が地方創生推進交付金により積極的に支援するとされています。 また，外国人相談窓口の整備・運営に活用できる外国人受入環境整備交付金について，対象自治体の拡大を国に要望し，全市町村が対象となったところであり，現在，相談窓口の整備・運営に限定されている同交付金の対象事業の拡大について要望を行っています。 これらを含めた国の支援施策について，引き続き，市町村へ情報提供を行ってまいります。

※このほか，軽微な文言の修正等に関する意見（9件）があり，適宜修正を行った。